一般競争入札公告

下記の業務について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 12 日

沖縄県知事　　古謝　玄太

１　一般競争入札に付する事項

⑴　業務の名称　令和８年度沖縄県環境保全措置効果検証事業委託業務

⑵　業務の内容　仕様書による

⑶　契約の期間　契約締結の日から令和９年３月 26 日

２　一般競争入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　沖縄県内に本社、支社、営業所等を設置している法人であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑶　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑷　入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者であること。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。また、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有している者でないこと。

⑹　国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。

⑺　加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

⑻　雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

⑼　労働関係法令を遵守していること。

⑽　地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。

⑾　過去５カ年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間において、自然環境に関する調査研究又は情報収集・データ整理等の業務であって、同規模以上の契約を締結し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。

3　一般競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を持参又は郵送により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

⑴　申請書等

提出書類は、次に掲げるものとする。

ア　一般競争入札参加資格申請書（様式第１号）

イ　業務実績証明書（様式第２号）

ウ　業務内容が分かる会社概要等

エ　法人の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書の写し

オ　入札保証金に関係する書類

カ　誓約書

⑵　申請書等の提出期間等

ア　提出期間

公告の日から令和８年 11 月 24 日（火）までの毎日午前９時から午後５時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※郵送による場合は、令和８年 11 月 24 日（火）午後５時必着

イ　提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎１－２－２　沖縄県環境部環境政策課

TEL：098-866-2183　FAX：098-866-2308

ウ　提出方法

持参又は郵送

⑶　審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により申請者あて一般競争入札参加資格申請書（様式第１号）に記載の E-mail アドレス宛に電子メールにより通知する。

⑷　資格の有効期間

この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

⑸　資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア　商号又は名称

イ　住所また所在地

ウ　氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ　使用印鑑

オ　法人にあっては資本金

カ　電話番号

⑹　資格の取り消し等

ア　入札参加の資格を有する者が上記２の資格要件に該当しなくなった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ　入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取り消しの旨を通知する。

⑺　資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本委託業務にかかる入札に限り適用する。

４　入札の日時・場所

⑴　　入札日時　令和８年 12 月１日（火）１４時

⑵　　入札場所　沖縄県庁４階第３会議室

５　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

沖縄県財務規則第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の５以上の金額を県に納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ　過去２年間の間に本県又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２以上締結した実績を有し、これらすべての履行証明書を提出する場合。

⑵　契約保証金

沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を県に納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ　過去２年間の間に本県又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２以上締結した実績を有し、これらすべての履行証明書を提出する場合。

６　入札の無効

次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者がした入札

⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

⑶　２人以上の者から委託を受けた者が行った入札

⑷　入札書の表記金額を訂正した入札

⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札

⑹　入札条件に違反した入札

⑺　連合その他不正の行為があった入札

⑻　入札保証金が所定の金額に達しない入札

⑼　代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかが無いもの。

7　入札説明書及び仕様書の交付

⑴　交付期間　公告から令和８年 11 月 24 日（火）まで

⑵　交付方法　沖縄県ウェブサイトに掲載

8　入札及び契約事務担当課

⑴　名称　沖縄県環境部環境政策課

⑵　〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

⑶　連絡先　TEL：098-866-2183（8:30～17:15）※業務時間外は自動音声案内に切り替わります。
FAX：098-866-2308　E-mail：aa025003@pref.okinawa.lg.jp

9　その他必要な事項

⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑶　提出された資格書及び資格確認資料は返却しない。

⑷　申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。

⑸　その他、詳細は「入札説明書」による。